

# かいほう

No.62



社団法人 全国建設機械器具リース業協会

巻頭言

会長挨拶

社団法人全国建設機械器具リース業協会会長 荒井敏彦

調査報告書

建設機械の盗難被害の報告について

賠償制度

全建リース総合賠償制度支部別加入状況

関係法令

移動用電気工作物の取扱いについて

お知らせ

「可搬形発電機整備技術者資格取得講習会」

及び「定期点検済証票」の継続について

平成十七年度社外機械使用実態調査結果について

建設工事における石綿による健康障害防止の為の

建設機械器具の清掃について

国土交通大臣表彰

黄綬褒章受章

支部だより

滋賀支部

報告

委員会活動報告

協会より

建設機械等レンタル（賃貸借）基本契約書

協会支部名簿

あとがき



●写真 新宿副都心（高層ビル群）



## 「法令順守の遂行と健全経営、利益の確保を」

社団法人 全国建設機械器具リース業協会

会長 荒井敏彦

会員の皆様におかれましては、平素より協会活動に対しての深いご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。平成18年、第33回定期総会が、5月26日滞りなく終了いたしました。これもひとえに会員の皆様のご協力の賜と感謝申し上げます。

本年度は、任期満了に伴う役員の改選が行われました。新役員・各委員会の委員の皆様と会員の為になる協会運営を推進してまいりますので、会員各位のご協力をお願いいたします。

我国の経済状況につきましては、2002年2月から始まった景気回復は戦後最長の「いざなぎ景気」を超えると市場に受け止められ、ご承知のとおり経営環境は改善され高付加価値を生み出してまいります。

しかしながら、建設関連産業の経営環境につき

ましては、公共事業費の縮減の続行と、過当競争による価格競争や不良不適格業者の存在、入札制度にまつわる官製談合事件の発生といった諸問題が山積いたしており、依然として厳しい状況となっております。

このような状況ではありますが、レンタル業界は整備の完全に整った機械を安定的に提供することとは大きな責任でありますことから、平成18年度も「建設機械器具レンタル業 管理者教育講習会」を活用され、「レンタル業全般にわたる知識、管理能力等」を積極的に習得していただき、法令順守の遂行に重点を置くとともにレンタル業界自らが「対決」から「協調」へ転換し、コストを重視した経営と、「顧客の満足度」を高めるための方策を意識し、より安定した経営を営むことが重要なこと

と考えております。

今年も建設機械レンタル業者の皆様が安定的に設備投資の出来る、利益を追求する一年にしたいとただきたいと願う次第です。

また、災害時における対処・復旧支援、並びに、特定特殊自動車の排出ガス等について国や公共団体等と協力出来る体制の整備についての研究に参画いたしまして、各会員への情報提供等の充実を図ってまいります。

協会組織の運営につきましては、運営委員会を中心に全体的な統率をはかり、各委員会の活動により会員の増強並びに賛助会員の加入促進を目指すことといたしておりますので、益々のご支援ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、会員各位の今後ますますのご繁栄をご祈念申し上げます。

平成十八年六月吉日



(社)全建リース協統一様式

# 建設機械等の盗難・紛失報告書

情報提供日：平成 年 月 日

機械名：	製造会社：
型式：	製造番号： エンジン番号
塗装色：	その他番号(リース会社管理番号)：
購入年度：	標準価格：

被害区分(○で囲む)	盗難・紛失・その他( )
被害発生日時	平成 年 月 日～ 月 日 時頃
被害発生場所  ○で囲む ○で囲む	社名： 住所：
	自社・ユーザー・その他 構内・置き場・作業現場・その他
届出警察署・日時	月 日 届出
被害者名 ※所有者	社名： 住所：
	※使用者 社名： 住所：
連絡先	社名：
	支店・営業所：
	担当者氏名：
	TEL： FAX：

※形状・特徴・スケッチ・写真、及び説明文等を添付してください。

### 事故発生時の連絡・報告先(発生当日中に)

※被害者 → 警察署(訪問届出)  
 → → 購入先ディーラー(FAX)  
 → → → 所属支部事務所(FAX) → → → (社)全建リース協事務局  
 TEL 03-3255-0511  
 FAX 03-3255-0513

# 建設機械盗難調査報告書

調査期間 平成13年7月24日～平成18年5月31日  
 届出件数 1261件  
 盗難建機数 1301台  
 被害総額 価格記入有り 963件、記入なし298件  
 記入有り 963件(盗難建設機械計1,301台)の  
 被害総額 計500,952万円

## 1. 盗難発生場所別件数

発生場所	件数	発生場所	件数
①自社敷地内	194	③作業現場	790
②ユーザー敷地内	231	④その他	46
計		1261	

## 2. 盗難機種別件数

区分	5月	H18年度 累計 (4月～5月)	累計 (H13/7～ H18/5月)
積込機械		0	5
掘削機械	4	7	469
クレーン		0	32
締固め機械	1	2	24
運搬機械		0	153
発電機	4	8	406
溶接機		2	57
投光機		0	20
空気圧縮機		0	18
その他	1	4	590
計	10	23	1774

### 追記

1. 価格、エンジン番号は未記入が大変多い
2. 盗難発生時間に午前午後の明記がなく、特定できない
3. 型式、製造番号の数字アルファベットが不鮮明で正確に記録できない
4. 標準価格：新規購入価格

## 3. 支部別届け出件数

支部名	累計(H13/7～H18/5月)
北海道	61
青森	2
秋田	1
岩手	0
宮城	7
山形	0
福島	9
東京	302
神奈川	27
長野	2
群馬	8
新潟	0
栃木	10
静岡	0
中部	406
富山	2
石川	5
福井	0
大阪	13
兵庫	193
和歌山	35
滋賀	2
京都	1
中国	8
四国	0
九州	162
沖縄	5
計	1261

経済産業省

平成 17・05・20 原院第 1 号

平成 17 年 6 月 1 日

移動用電気工作物の取扱いについて

移動用電気工作物に対する電気事業法（以下「法」という。）の運用、解釈等については、下記に留意のうえ処理されたい。

なお、平成 8 年 7 月 15 日付け移動用電気工作物の取扱いについて（8 資公部第 161 号）は廃止する。

記

1. 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「移動用発電設備」とは、発電機その他の発電機器並びにその発電機器と一体となって発電の用に供される原動力設備及び電気設備の総合体（以下「発電設備」という。）であって、貨物自動車等に設置されるもの（電気事業法施行令第 1 条に掲げるものを除く。）又は貨物自動車等で移設して使用することを目的とする発電設備をいう。ただし、非自航船用電気設備を除く。
- (2) 「非自航船用電気設備」とは、非自航船に設置される発電設備又は需要設備をいう。
- (3) 「移動用変電設備」とは、変電の用に供される電気設備の総合体であって、貨物自動車等で移設して使用することを目的とする変電設備をいう。ただし、移動用予備変圧器を除く。
- (4) 「移動用予備変圧器」とは、二以上の発電所、変電所又は需要設備に移設して使用することを目的とする予備変圧器をいう。
- (5) 「移動用電気工作物」とは、移動用発電設備、非自航船用電気設備、移動用変電設備及び移動用予備変圧器をいう。

2. 移動用電気工作物の取扱い

- (1) 次の各号に掲げる設備については、当該各号に定める設備として取り扱うこととする。

全建リース総合賠償制度支部別加入状況

(2006年5月計上分まで)

(単位：円)

支部名	会員数 (本社)	基本プラン		オペレーションミス特約 ＋ユーザー担保特約		合計	加入率
		加入数	掛け金	加入数	掛け金		
北海道	70	25	6,404,580	24	16,805,500	23,210,080	35.7%
青森	16	5	1,812,000	5	4,112,500	5,924,500	31.3%
秋田	12	7	1,163,500	7	1,717,000	2,880,500	58.3%
岩手	8	4	587,000	3	1,031,500	1,618,500	50.0%
宮城	23	8	1,198,960	7	2,674,170	3,873,130	34.8%
山形	9	6	914,000	6	1,485,000	2,399,000	66.7%
福島	28	4	863,500	2	2,000,000	2,863,500	14.3%
新潟	16	5	909,000	4	913,500	1,822,500	31.3%
群馬	10	1	170,000	1	360,000	530,000	10.0%
栃木	17	3	436,000	3	965,000	1,401,000	17.6%
東京	169	37	6,447,500	24	15,218,000	21,665,500	21.9%
神奈川	47	18	2,915,500	16	9,205,500	12,121,000	38.3%
長野	16	2	328,000	2	727,500	1,055,500	12.5%
静岡	22	4	646,000	4	522,500	1,168,500	18.2%
中部	54	25	5,166,330	18	10,312,000	15,478,330	46.3%
富山	21	5	910,000	2	756,000	1,666,000	23.8%
石川	27	9	1,321,000	0	0	1,321,000	33.3%
福井	11	3	469,500	0	0	469,500	27.3%
滋賀	18	3	487,670	3	1,034,830	1,522,500	16.7%
京都	10	3	427,500	2	1,320,500	1,748,000	30.0%
大阪	76	2	545,500	1	4,390,000	4,935,500	2.6%
和歌山	20	1	85,500	0	0	85,500	5.0%
兵庫	26	7	1,068,500	6	1,759,000	2,827,500	26.9%
中国	67	13	2,775,500	10	7,399,500	10,175,000	19.4%
四国	15	2	342,000	2	779,000	1,121,000	13.3%
九州	96	18	2,586,000	17	8,024,000	10,610,000	18.8%
沖縄	15	13	2,317,000	11	6,688,500	9,005,500	86.7%
合計	919	233	43,297,540	180	100,201,000	143,498,540	25.4%

の位置には、移動する区域を記載すること。

- ② 法第 47 条の規定に基づく工事計画の認可の申請及び法第 48 条の規定に基づく工事計画の届出は、移動用電気工作物の設置又は変更の工事をしようとするときに提出し、既に工事計画の認可を受けた又は届出を行った当該移動用電気工作物を移動して使用する場合(他者から借り受けた移動用電気工作物を設置する場合であって、他者に返還し再度借り受けた場合を除く。)は、再度工事計画の認可の申請又は届出を要しないものとする。ただし、その移動の位置が工事計画の認可の申請又は届出の際に添付した発電所の位置に記載する移動する区域内である場合に限る。
- ③ 移動用電気工作物に係る法第 50 条の 2 の規定に基づく使用前安全管理審査の申請は、当該電気工作物の設備の規模に応じて、法第 50 条の 2 第 3 項の登録を受けている登録安全管理審査機関又は使用前自主検査を実施する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。
- ④ 規則様式第 52 の 2 の使用前安全管理審査申請書の「審査を受けようとする組織の名称及び使用前自主検査の場所」の欄には、当該移動用電気工作物の管理を行う事業場の名称及び位置並びに使用前自主検査を実施する場所を記載する。
- (4) 移動用電気工作物に係る法第 55 条第 4 項の規定に基づく定期安全管理審査の申請の運用に当たっては、次のとおり取り扱うこととする。
  - ① 移動用電気工作物に係る法第 55 条第 4 項の規定に基づく定期安全管理審査の申請は、当該電気工作物の設備の規模に応じて、法第 55 条第 4 項の登録を受けている登録安全管理審査機関又は定期事業者検査を実施する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。
  - ② 規則第 94 条の 2 第 2 項の規定に基づく定期事業者検査の時期の変更の承認において同項に規定する「特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長」とは、当該移動用電気工作物の管理を行う事業場を管轄する産業保安監督部長とする。
  - ③ 規則様式第 62 の定期安全管理審査申請書の「審査を受けようとする組織の名称及び定期事業者検査の場所」の欄には、当該移動用電気工作物の管理を行う事業場の名称及び位置並びに定期事業者検査を実施する場所を記載する。
- (5) 電気関係報告規則において移動用電気工作物の「設置の場所を管轄する産業保安監督部長」とは、当該移動用電気工作物の使用の場所を管轄する産業保安監督部長とする。

- ① 移動用発電設備であって、発電所、変電所、開閉所、電力用保安通信設備又は需要設備の非常用予備発電設備として使用するもの：発電所、変電所、開閉所、電力用保安通信設備又は需要設備に属する非常用予備発電装置
  - ② 移動用発電設備であって①以外のもの：発電所
  - ③ 非自航船用電気設備については、次のとおりとする。
    - イ 発電設備のみを有するもの：発電所
    - ロ 発電設備及び需要設備を有するもの：発電所及び需要設備
    - ハ イ及びロ以外のもの：需要設備
  - ④ 移動用変電設備：変電所
  - ⑤ 移動用予備変圧器：発電所、変電所又は需要設備に属する変圧器
- (2) 移動用電気工作物に係る法第 42 条の規定に基づく保安規程の届出並びに法第 43 条及び電気事業法施行規則(以下「規則」という。)第 52 条の規定に基づく主任技術者選任の届出及び申請の運用に当たっては、次のとおり取り扱うこととする。
- ① 法第 42 条の規定に基づく保安規程の届出
 

法第 42 条の規定に基づく保安規程の届出は、移動用電気工作物を設置して使用する者が、当該移動用電気工作物の工事、維持及び運用(移動の区域、修理、改造、保管、点検、整備、使用、据付等)について保安規程を作成し、当該移動用電気工作物を使用する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。なお、当該保安規程で定める移動の区域が二以上の産業保安監督部の管轄区域にある場合は、経済産業大臣に届出を行うものとする。
  - ② 法第 43 条及び規則第 52 条の規定に基づく主任技術者選任の届出及び申請
 

法第 43 条及び規則第 52 条の規定に基づく主任技術者選任の届出及び申請は、移動用電気工作物を設置して使用する者が、使用する場所又はこれを直接統括する事業場に主任技術者を選任(規則第 52 条第 2 項の承認にあっては、同項の委託契約を締結)し、当該移動用電気工作物を使用する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。なお、当該使用する場所が二以上の産業保安監督部の管轄区域にある場合は、経済産業大臣に届出及び申請を行うものとする。
- (3) 移動用電気工作物に係る法第 47 条の規定に基づく工事計画の認可の申請、法第 48 条の規定に基づく工事計画の届出及び法第 50 条の 2 の規定に基づく使用前安全管理審査の申請の運用に当たっては、次のとおり取り扱うこととする。
- ① 移動用電気工作物に係る法第 47 条の規定に基づく工事計画の認可の申請及び法第 48 条の規定に基づく工事計画の届出は、移動用電気工作物を設置して使用する者が、法第 50 条の 2 の使用前自主検査を実施する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。なお、工事計画の認可の申請及び届出に添付する発電所

# 平成17年度社外機械使用実態調査結果について

(社) 全国建設機械器具リース業協会  
会長 荒井 敏彦

会員各位

## 「可搬形発電機整備技術者資格取得講習会」 及び「定期点検済証票」の継続について

平成17年6月1日付けで、経済産業省原子力安全・保安院長より「移動用電気工作物等の取り扱いについて」の改正通達が出され、レンタル業者は、①保安規程の届出、②主任技術者の選任の届出及び申請、③工事計画の届出書、④工事用発電設備所有状況一覧表等の届出書が不要となりましたが、レンタル業者の責任において年次点検・月例点検は従来どおり必要ですので、下記(1)(2)の理由により、可搬形発電機整備技術者資格取得講習会は継続して実施します。

なお、ユーザーである建設業者は従来どおり上記の届出等の手続きは必要です。

- 可搬形発電機整備技術者の必要性について  
建設工事現場で使用される可搬形発電機はそのほとんどがレンタルによって調達されており、  
①レンタル業者は、建設業者にレンタルの発電機を貸し出すときには定期点検記録表が必要になります。レンタル業者は整備された発電機を出荷しなければ、建設業者に借受け拒否をされます。  
②工事現場において発電機による感電等の事故が発生し、整備不良が原因となった場合はレンタル業者の整備責任が問われ、整備技術者の資格の有無が重要なポイントとなります。  
③レンタル業者として労働安全衛生法による事業者の責任として、年次点検・月例点検等の義務もあり、企業を営む者としてレンタル用の機械の整備点検が必要です。

上記①②③のとおり、事業者責任に変更はありませんので、従来より講習会・認定資格試験を実施しておりますが、今後も、建設工事等に使用される、可搬形発電機の品質・性能・安全性、保守・点検・整備管理の業務に従事する者の技術向上を図ることを目的とし、「可搬形発電機整備技術者資格取得講習会」として、講習会を継続し協会認定の技術者による点検整備の充実を図ります。

- 定期点検済証票について  
可搬形発電機整備技術者が整備点検をして、「定期点検済証票」を貼付することは、整備点検済の確認がユーザーにとって容易にできますことから高く評価されております。今後とも貼付の励行を継続されますようお願いいたします。
- 講習会受講ご案内・定期点検済証票の申し込み等につきましては、従来どおり協会支部経由により、ご案内・受付の取り纏めを行います。

以上「可搬形発電機整備技術者資格取得講習会」、及び「定期点検済証票」の継続についてご案内を申し上げますので今後も引き続き、ご理解をお願い申し上げます。

以上

1. 調査概要、回収状況等  
(1) 本調査も昭和52年の第1回調査以来、28回目(昭和53年度休み)となった。  
本調査は時宜に適したデータとするために、調査対象機種、仕様および集計方法等を見直しながら行っており、平成15年度調査からは社外機械使用率が高いファン、ディーゼル発電機、高所作業車(室内用、作業床高10m未満、10m以上)の5機種は調査の必要がないと考え、対象から除外した。  
本調査はここ数年來会員会社のみならず関係業界、行政機関等各方面からの注目を集めるなど、その重要性は非常に大きなものとなっている。  
なお、現在の調査対象機種は57機種である。  
(2) 調査対象会社は、社団法人日本土木工業協会、社団法人日本電力建設業協会の積算研究委員会および機械専門委員会の委員会社29社である。  
回答は27社からいただいた。なお、調査台数は33、227台であった。

2. 調査結果について  
リース依存度にはあまり変化が見られず、①建設業者のリース依存度が50.2%(昨年度に

比べ3.1ポイントの増)、②調査会社のリース依存度が68.4%(昨年度に比べ2.7ポイントの増)、③協力業者のリース依存度が40.8%(昨年度に比べ2.1ポイントの増)となっている。  
前年度に比べ、依存度が高くなったものは29機種で、特に稼働数の少ない、油圧ハンマ、モータグレーダ、コンクリートポンプ(定置式 10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>/h以上)、アスファルトフィニッシャー、泥水処理装置、ズリ鋼車(側開転倒式1.6m)などについては、工事の進捗により、一時的な依存度の大きな増加が見られた。  
なお、本調査の数値はあくまでも調査対象会社の調査日(11月30日)における稼働実態によるものであり、この結果がわが国のリース・レンタル機械依存度を表すものでないことをご理解いただきたい。以上

添付資料  
資料第1 社外機械使用実態調査・構成比率一覧表  
資料第2 社外機械使用実態調査順位推移表(建設業者のリース依存度)  
資料第3 社外機械使用実態調査順位推移表(調査会社のリース依存度)  
資料第4 社外機械使用実態調査順位推移表(協力会社のリース依存度)

## 社外機械使用実態調査・構成比率一覧表

平成17年11月調査 資料第1 (単位:%)

No.	対象機械品目	仕 様	建設業者(調査会社と協力業者)のリース依存度 B+D/E	調査会社のリース依存度 B/A+B	協力業者のリース依存度 D/C+D
1	ブルドーザ	普通 全機種	47.1	92.3	39.4
2	ブルドーザ	リッパ付 45t未満	22.6	100.0	19.7
3	ブルドーザ	リッパ付 45t以上	20.5	100.0	16.5
4	ブルドーザ	湿地 全機種	37.4	85.7	36.2
5	被けん引式スクレーバ	全機種	15.4	—	15.4
6	M.スクレーバ	全機種	17.0	100.0	16.1
7	油圧ショベル	山積 1m <sup>3</sup> 未満	55.6	90.2	49.7
8	油圧ショベル	山積 1m <sup>3</sup> 以上	38.8	91.7	34.3
9	トラクタショベル	山積 2m <sup>3</sup> 未満	59.4	100.0	48.5
10	トラクタショベル	山積 2m <sup>3</sup> 以上	52.0	100.0	36.8
11	ホイルローダ	山積 4m <sup>3</sup> 未満	69.5	87.0	47.6
12	ホイルローダ	山積 4m <sup>3</sup> 以上	13.6	75.0	5.2
13-1	ズリ積機	0.17m <sup>3</sup> 以上(Na13-2を除く)	44.1	88.2	26.2
13-2	ズリ積機	クローラ式 バックホウ型	41.7	97.1	25.6

## 社外機械使用実態調査・順位推移表

① 建設業者のリース依存度 (B+D/E)

資料第2 (単位:%)

No.	対象機械名	仕様	17年度		16年度		15年度		14年度	
			順位	%	順位	%	順位	%	順位	%
18	ズリ鋼車	側開転倒式 1~6m <sup>3</sup>	1	85.7	2	73.7	3	78.4	11	71.7
27-2	門型クレーン	3t以上	2	78.6	3	73.0	6	73.2	7	74.4
29-2	濁水処理装置	全機種	3	75.2	5	70.5	5	75.3	10	72.1
29-1	泥水処理装置	全機種	4	74.7	9	62.3	2	79.0	16	61.1
28	フォークリフト	全機種	5	73.4	1	76.0	7	70.2	8	72.7
11	ホイローダ	山積 4m <sup>3</sup> 未満	6	69.5	8	63.7	15	56.4	12	68.5
39	空気圧縮機	定置式 全機種	7	64.8	7	65.9	9	66.1	9	72.3
40	空気圧縮機	ポータブル式・全機種(除ベビコン)	8	64.0	10	61.8	8	68.2	13	67.4
27-1	門型クレーン	3t未満	9	63.9	11	61.5	11	64.7	19	59.1
34	転圧ローラ	自走式 全機種	10	61.1	16	58.4	12	60.7	21	57.2
16	機関車	バッテリー式 全機種	11	60.8	12	60.8	14	59.6	22	56.7
9	トラクタショベル	山積 2m <sup>3</sup> 未満	12	59.4	16	54.4	24	49.3	22	56.7
20	トラッククレーン	ラフテレンクレーンを含む全機種	13	57.3	19	52.8	22	50.8	24	56.4
7	油圧ショベル	山積 1m <sup>3</sup> 未満	14	55.6	21	52.1	20	51.6	29	49.7
32	軟岩トンネル掘進機	全機種	14	55.6	14	60.0	18	52.8	20	58.5
37	コンクリートポンプ	定置式 10m <sup>3</sup> /hr以上	14	55.6	36	41.6	33	42.3	37	42.4
35	コンクリートプラント	全自動・強制練型 0.75m <sup>3</sup> 以上	17	53.0	15	59.6	10	65.6	26	52.9
23	タワークレーン	水平型 油圧クライミング 全機種	18	52.6	4	72.2	16	55.9	15	63.5
10	トラクタショベル	山積 2m <sup>3</sup> 以上	19	52.0	22	51.4	44	29.7	25	56.1
25-1	工事用エレベータ	普通型 全機種	20	51.3	28	47.2	32	44.6	32	46.8
33	モータグレーダ	全機種	21	50.7	42	35.9	26	47.2	31	47.2
38	A.フィニッシャ	全機種	22	49.8	40	36.7	17	52.9	36	43.0
19	クローラクレーン	全機種	23	48.8	23	49.6	27	46.3	30	49.0
22	タワークレーン	起伏式 ワイヤクライミング	24	48.6	25	47.8	24	49.3	14	64.5
26	工事用エレベータ	ロングスパン 全機種	25	47.3	31	46.8	19	52.0	28	51.0
44	コンクリート吹付機	全機種	25	47.3	27	47.4	28	46.0	17	60.4
1	ブルドーザ	普通 全機種	27	47.1	35	41.9	31	44.9	38	42.1
30	トンネル用ドリルジャンボ	全機種	28	46.8	30	47.0	21	50.9	18	59.8
42	キュービクル式高圧受変電設備	全機種	28	46.8	32	46.1	29	45.7	41	38.2
14-2	重ダンプトラック	32t積未満	30	45.5	26	47.6	35	40.1	46	36.5
54	油圧ハンマ	全機種	30	45.5	52	17.9	48	21.7	55	21.1
13-1	ズリ積機	0.17m <sup>3</sup> 以上(No.13-2を除く)	32	44.1	13	60.3	23	50.0	27	51.9
25-2	工事用エレベータ	高速型 全機種	33	43.0	18	54.0	34	41.2	39	41.0
13-2	ズリ積機	クローラ式 バックホウ型	34	41.7	24	48.9	13	59.9	40	40.5
21-1	タワークレーン	起伏式 油圧クライミング 120tXm未満	35	40.8	46	31.0	37	39.2	49	35.1
14-1	ダンプトラック	11t積未満	36	40.6	43	34.4	39	37.6	47	35.8
24	ジブクレーン	全機種	36	40.6	37	40.7	38	38.2	34	43.6
8	油圧ショベル	山積 1m <sup>3</sup> 以上	38	38.8	44	32.3	42	31.1	44	36.7
4	ブルドーザ	湿地 全機種	39	37.4	33	43.1	40	37.5	45	36.6
21-2	タワークレーン	起伏式 油圧クライミング 120tXm以上	40	35.1	38	40.6	53	14.5	57	19.6
48	ロッドミル	φ900×2,400mm以上	41	33.3	49	26.9	47	22.2	3	89.0
46	ジョークラッシャ	供給口 600×900mm以上	42	30.8	34	42.0	46	27.8	53	25.0
36	コンクリートプラント	全自動・傾胴型 0.75m <sup>3</sup> ×2以上	43	28.6	45	31.6	51	16.0	54	25.0
47	コーンクラッシャ	油圧式 マントル径600mm以上	44	28.0	47	30.0	45	29.2	50	34.5
53	バイブロハンマ	全機種	45	27.1	51	24.8	43	30.3	51	29.9
57	地下連続壁掘削機	全機種	46	26.2	48	28.6	57	8.9	61	8.9
45	ケーブルクレーン	吊荷重 3t以上	47	26.1	41	36.2	29	45.7	33	46.2

資料第1 (単位:%)

No.	対象機械品目	仕様	建設業者(調査会社と協力業者)のリース依存度 B+D/E	調査会社のリース依存度 B/A+B	協力業者のリース依存度 D/C+D
14-1	ダンプトラック	11t積未満	40.6	86.1	38.1
14-2	重ダンプトラック	32t積未満	45.5	61.9	33.3
15	重ダンプトラック	32t積以上	9.4	94.1	4.5
16	機関車	バッテリー式 全機種	60.8	63.5	32.1
18	ズリ鋼車	側開転倒式 1~6m <sup>3</sup>	85.7	95.2	34.3
19	クローラクレーン	全機種	48.8	83.7	31.3
20	トラッククレーン	ラフテレンクレーンを含む全機種	57.3	96.7	37.4
21-1	タワークレーン	起伏式 油圧クライミング 120tXm未満	40.8	39.5	46.5
21-2	タワークレーン	起伏式 油圧クライミング 120tXm以上	35.1	37.1	0.0
22	タワークレーン	起伏式 ワイヤクライミング	48.6	48.6	—
23	タワークレーン	水平型 油圧クライミング 全機種	52.6	56.3	33.3
24	ジブクレーン	全機種	40.6	34.3	57.9
25-1	工事用エレベータ	普通型 全機種	51.3	52.2	40.0
25-2	工事用エレベータ	高速型 全機種	43.0	46.4	0.0
26	工事用エレベータ	ロングスパン 全機種	47.3	46.9	52.4
27-1	門型クレーン	3t未満	63.9	69.6	42.4
27-2	門型クレーン	3t以上	78.6	81.9	62.5
28	フォークリフト	全機種	73.4	87.3	48.6
29-1	泥水処理装置	全機種	74.7	87.0	53.4
29-2	濁水処理装置	全機種	75.2	76.7	60.0
30	トンネル用ドリルジャンボ	全機種	46.8	49.7	38.5
31	クローラドリル	全機種	25.6	100.0	21.2
32	軟岩トンネル掘進機	全機種	55.6	58.8	45.5
33	モータグレーダ	全機種	50.7	59.9	31.5
34	転圧ローラ	自走式 全機種	61.1	65.4	54.5
35	コンクリートプラント	全自動・強制練型 0.75m <sup>3</sup> 以上	53.0	61.3	34.3
36	コンクリートプラント	全自動・傾胴型 0.75m <sup>3</sup> ×2以上	28.6	44.4	0.0
37	コンクリートポンプ	定置式 10m <sup>3</sup> /hr以上	55.6	79.2	39.8
38	A.フィニッシャ	全機種	49.8	52.7	38.6
39	空気圧縮機	定置式 全機種	64.8	78.6	53.6
40	空気圧縮機	ポータブル式・全機種(除ベビコン)	64.0	84.4	51.7
42	キュービクル式高圧受変電設備	全機種	46.8	48.0	29.4
44	コンクリート吹付機	全機種	47.3	51.2	39.0
45	ケーブルクレーン	吊荷重 3t以上	26.1	26.1	—
46	ジョークラッシャ	供給口 600×900mm以上	30.8	55.6	4.0
47	コーンクラッシャ	油圧式 マントル径600mm以上	28.0	100.0	10.0
48	ロッドミル	φ900×2,400mm以上	33.3	100.0	0.0
52	ディーゼルハンマ	全機種	0.0	—	0.0
53	バイブロハンマ	全機種	27.1	0.0	34.4
54	油圧ハンマ	全機種	45.5	100.0	44.2
55	クローラ式アースオーガ	全機種	6.1	50.0	5.0
56	オールケーシング掘削機	全機種	10.6	40.0	8.2
57	地下連続壁掘削機	全機種	26.2	0.0	34.4
平均			50.2	68.4	40.8

(注) アルファベットは、A=自社保有機械、B=自社のリース・レンタル機械、C=協力会社の自社持ち機械、D=協力会社のリース・レンタル機械、E=A+B+C+Dを示す。なお、E(総合計台数)は、33,227台であった。



資料第3 (単位:%)

Table with columns: No., 対象機械名, 仕様, 17年度 (順位, %), 16年度 (順位, %), 15年度 (順位, %), 14年度 (順位, %). Rows include various construction equipment like rollers, excavators, and cranes.

資料第2 (単位:%)

Table with columns: No., 対象機械名, 仕様, 17年度 (順位, %), 16年度 (順位, %), 15年度 (順位, %), 14年度 (順位, %). Rows include rollers, excavators, and cranes.

資料第3 (単位:%)

② 調査会社のリース依存度 (B/A+B)

Table with columns: No., 対象機械名, 仕様, 17年度 (順位, %), 16年度 (順位, %), 15年度 (順位, %), 14年度 (順位, %). Rows include excavators, rollers, and cranes.

資料第4 (単位:%)

③ 協力業者のリース依存度 (D/C+D)

Table with columns: No., 対象機械名, 仕様, 17年度 (順位, %), 16年度 (順位, %), 15年度 (順位, %), 14年度 (順位, %). Rows include cranes, excavators, and rollers.

全建リース協発第17-063号

平成17年11月10日

建設業者団体の長

(社) 全国建設機械器具リース業協会  
会 長 荒 井 敏 彦石綿除去作業工事現場で使用される  
賃貸用建設機械器具の清掃について

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の運営と業界の発展に御尽力賜わり、厚く御礼申し上げます。

最近、石綿粉じんのばく露による健康障害が問題となっており、建築物等に使用されている石綿の撤去又はばく露による拡散防止の工事現場で使用される建設機械器具について二次災害防止のため使用後に清掃の実施をお願い致しておりますが、更に別紙のとおりお願いすることとしましたので、周知について御協力を賜わりたくお願い申し上げます。

資料第4 (単位:%)

No.	対象機械名	仕 様	17年度		16年度		15年度		14年度	
			順位	%	順位	%	順位	%	順位	%
25-1	工事用エレベータ	普通型 全機種	14	40.0	18	44.9	44	15.0	27	42.1
37	コンクリートポンプ	定置式 10m <sup>3</sup> /hr以上	15	39.8	40	28.1	37	26.8	46	27.2
1	ブルドーザ	普通 全機種	16	39.4	28	36.8	25	35.4	36	34.7
44	コンクリート吹付機	全機種	17	39.0	33	31.4	21	38.7	17	51.6
38	A.フィニッシャ	全機種	18	38.6	17	47.3	11	51.7	43	31.1
27-1	門型クレーン	3t未満	19	38.5	13	48.8	9	54.9	11	57.4
30	トンネル用ドリルジャンボ	全機種	19	38.5	13	48.8	9	54.9	11	57.4
14-1	ダンプトラック	11t積未満	21	38.1	32	31.5	28	34.0	41	32.9
20	トラッククレーン	ラフテレンクレーンを含む全機種	22	37.4	31	33.4	32	32.4	33	36.0
10	トラクタショベル	山積 2m <sup>3</sup> 以上	23	36.8	25	37.5	39	25.9	14	56.3
4	ブルドーザ	湿地 全機種	24	36.2	21	42.6	24	35.7	34	35.7
53	バイブロハンマ	全機種	25	34.4	29	34.1	36	26.9	44	28.7
57	地下連続壁掘削機	全機種	25	34.4	29	34.1	52	10.5	57	12.8
8	油圧ショベル	山積 1m <sup>3</sup> 以上	27	34.3	38	29.0	35	28.0	42	32.5
18	ズリ鋼車	側開転倒式 1~6m <sup>3</sup>	27	34.3	6	54.5	13	48.0	24	44.2
35	コンクリートプラント	全自動・強制練型 0.75m <sup>3</sup> 以上	29	34.3	41	27.3	29	33.3	38	33.3
14-2	重ダンプトラック	32t積未満	30	33.3	23	40.3	34	30.3	48	23.1
23	タワークレーン	水平型 油圧クライミング 全機種	30	33.3	—	—	3	80.0	20	50.0
16	機関車	バッテリー式 全機種	32	32.1	3	63.6	6	57.6	4	83.3
29-1	泥水処理装置	全機種	33	31.5	34	31.3	26	35.1	30	36.5
33	モータグレーダ	全機種	33	31.5	34	31.3	26	35.1	30	36.5
19	クローラクレーン	全機種	35	31.3	37	29.7	38	26.7	40	33.1
42	キュービクル式高圧受変電設備	全機種	36	29.4	39	28.5	17	45.0	19	51.2
13-1	ズリ積機	0.17m <sup>3</sup> 以上 (No.13-2を除く)	37	26.2	5	55.4	19	43.1	28	41.3
13-2	ズリ積機	クローラ式 バックホウ型	38	25.6	22	41.3	12	49.0	32	36.3
27-2	門型クレーン	3t以上	39	21.2	26	36.9	47	13.6	51	21.4
31	クローラドリル	全機種	39	21.2	26	36.9	47	13.6	51	21.4
2	ブルドーザ	リッパ付 45t未満	41	19.7	49	12.7	50	12.9	54	15.7
3	ブルドーザ	リッパ付 45t以上	42	16.5	46	14.2	51	12.3	59	11.9
6	M.スクレーパ	全機種	43	16.1	36	30.2	22	38.6	37	34.6
5	被けん引式スクレーパ	全機種	44	15.4	20	43.4	29	33.3	61	8.5
47	コーンクラッシャ	油圧式 マントル径600mm以上	45	10.0	44	18.9	55	0.0	58	12.5
56	オールケーシング掘削機	全機種	46	8.2	48	13.9	53	10.0	47	23.3
12	ホイルローダ	山積 4m <sup>3</sup> 以上	47	5.2	47	14.0	23	36.4	45	28.4
55	クローラ式アースオーガ	全機種	48	5.0	50	9.6	49	13.5	56	14.0
15	重ダンプトラック	32t積以上	49	4.5	53	7.8	46	14.2	60	10.5
46	ジョークラッシャ	供給口 600×900mm以上	50	4.0	42	26.8	54	6.7	49	22.2
21-2	タワークレーン	起伏式 油圧クライミング 120tXm以上	51	0.0	51	9.1	42	16.7	62	0.0
25-2	工事用エレベータ	高速型 全機種	51	0.0	54	0.0	29	33.3	1	100.0
36	コンクリートプラント	全自動・傾胴型 0.75m <sup>3</sup> ×2以上	51	0.0	51	9.1	55	0.0	49	22.2
48	ロッドミル	φ900×2,400mm以上	51	0.0	54	0.0	55	0.0	2	89.2
52	ディーゼルハンマ	全機種	51	0.0	2	66.7	1	100.0	38	33.3
22	タワークレーン	起伏式 ワイヤクライミング	—	—	16	47.6	40	22.2	55	15.4
45	ケーブルクレーン	吊荷重 3t以上	—	—	54	0.0	1	100.0	10	60.0
41	ファン	40m <sup>3</sup> /min以上	—	—	—	—	—	—	8	66.4
43	ディーゼル発電機	全機種	—	—	—	—	—	—	6	69.1
49	高所作業車	室内用 バッテリー自走式	—	—	—	—	—	—	3	86.1
50	高所作業車	作業床高10m未満 (No.49を除く)	—	—	—	—	—	—	5	79.1
51	高所作業車	作業床高10m以上	—	—	—	—	—	—	9	62.8
平 均			40.8		38.7		38.3		44.0	

## 【お願い】

お取引先 各位

建設工事における石綿による健康障害防止の為の  
建設機械器具の清掃について

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は(社)全国建設機械器具リース業協会会員が大変お世話になり御礼を申し上げます。  
最近、石綿を取扱う企業の従業員等に、石綿による健康障害が発生していることが明らか  
にされ、社会的な問題になっているところです。

御承知のとおり建設機械器具賃貸業は、建設業者の皆様の建設工事の機械化施工を全面的  
に支援する業界として発展してまいり、今日ではレンタルへの依存は機種によってはほとん  
どが我々業界において、提供している状況にあります。

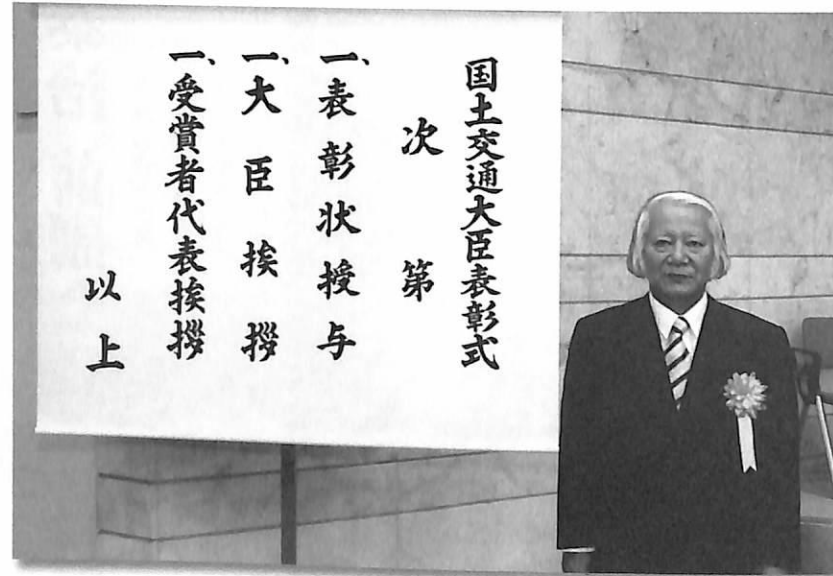
このように建設機械器具は不特定多数の工事現場において活用していただいている状況に  
ありますことから、今後は、各会員が、レンタル契約前に使用される現場の確認と、石綿が  
使用されている建築物等の解体等の作業現場で使用される建設機械器具については、二次災  
害を防止するため石綿の撤去又はばく露による拡散防止の工事完了後の清掃として「建設機  
械器具に付着した石綿の除却の清掃等」について双方で協議し確認のうえ、レンタル契約す  
ることがありますので、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い致します。

平成17年11月1日

(社)全国建設機械器具リース協会  
会長 荒井 敏彦

## 荒井敏彦会長

## 国土交通大臣表彰



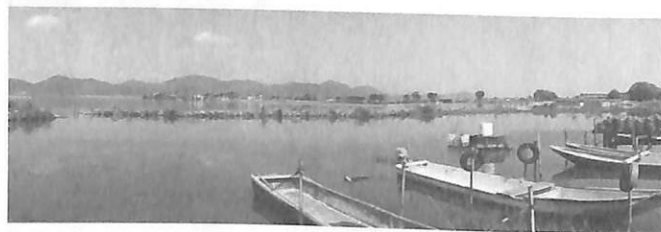
平成十七年度建設事業関連功労者等国土交通大臣表彰が、  
当協会の会長荒井敏彦殿に、建設事業関係功労者（多年建  
設機械業に精励するとともに関係団体の役員として業界の  
発展に寄与）として、平成十七年七月十一日付けをもって、  
表彰されました。

# LETTERS FROM THE BRANCH

FROM THE

## 支部だより

初平成18年度文部科学省第15号、重要文化的景観告示があり「近江八幡の水郷」が選定されました。余り聞き慣れない言葉だと思えます。重要文化的景観とは今まで美しい景観の中で文化財として保護が行われてきたのは自然の風景や庭園といった名勝でした。しかし文化保護法の改正により人々が連続して綿と続けてきた生



下豊浦より円山方向を望む（近江八幡市発行資料参照）

活や生業を通じて人の手が加わって生まれた景観で、国民の生活や生業を語る上で欠くことのできないもの（棚田、防風林、ため池、水路、渡し場、ヨシ原、鉾山、採掘場など）を文化的景観として、そのうち特に重要と認められるものを重要文化的景観として選定・告示する法律です。

近江八幡市は琵琶湖東岸のほぼ中央に位置し地域の北東部に広がる西の湖の水郷地帯にヨシ池、水路、水田そして里山へと連なる美しい町です。又、近世初頭には豊臣秀次が八幡山の麓に城下町を開き琵琶湖を渡航する船を八幡堀に寄港させ、湖上流通を握ったことにより商工業が発展し多くの近江商人を育てた町でもあります。

江戸日本橋で近江商人が取引した商品には「近江表」「近江上布」など湿性植物を原料とするものが数多く含まれました。円山の集落は近江商人が築いた流通経路を通じて市場を拡大し、ヨシ

### ■ 滋賀支部 ■

今年の大河ドラマ「功名が辻」の主人公、千代さんの出身地、また戦国時代の「その時に必ず舞台となるのが滋賀県（近江の国）でございます。

若葉の季節となり、ほんの少し足をのばせば社寺、仏閣、歴史の宝庫の国でもあります。

この様な環境の中で本年、全国

の産地として広く知られるようになりました。円山の集落では現在もヨシ加工による簾、蓆簀、衝立など高級建具の製造が行われております。製造業者の数は減少したものの「ヨシ焼」など種々の作業は従来の手法を留めています。

「近江八幡の水郷」は西の湖やその周辺に展開するヨシ地など自然環境がヨシ産業などの生業や内湖と共生する地域住民の生活と深く結びついて発展した文化景観であり今回その一部が重要文化的景観 全国第一号として選定されたのであります。是非とも来県の節には水郷のすばらしさをご覧いただきたいものです。

私どもを取り巻くビジネス状況は今年も厳しい年になりそうでございます。地域と一体になって収益体質の構築とレンタル業界の地位向上に微力ですが一層の取組みをしていきたいと思っております。

関係各位のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

滋賀県建設機械リース業協会  
会長 犬井 忠彦

## 後藤泰治 前副会長 黄綬褒章を受章



平成十七年秋の褒賞において、「多年建設機械器具賃貸業に従事するとともに、関係団体の要職にあつて斯業の発展に尽力した」として当協会前副会長の後藤泰治殿が黄綬褒章を受章されました。褒賞伝達式は平成十七年十一月十六日（水）に国土交通省で行われ、その後皇居に参内され天皇陛下に拝謁、受章の祝意を賜った。

# 平成17・18年度委員会活動報告

(平成17年度6月16日～平成18年度5月26日)

協会本部の各委員会の活動内容を議事録に基づき、議題を中心に簡略的にまとめたものです。年間1回(6月発行)掲載いたします。

## 第81回理事会

日時 平成17年10月27日(木) 14:00～15:30  
場所 池之端文化センター 3階 末廣の間

### 議事

#### 【決定事項】

- 1、協会名称変更について  
協会名称が、会員の業務の実態に合っていない状況であるため、「レンタル業協会」に変更することで検討し了承された。
- 2、平成18年度暫定予算執行について  
「暫定予算として、平成18年度予算の成立日まで平成17年度の事業予算に準じて収支を行う」ことが了承された。

#### 【報告事項】

- 3、委員会報告
  - (1) 運営委員会 荒井会長
    - ・平成17年度上期入退会者について  
入会 正会員25社 退会 正会員12社 入会 賛助会員1社(下期より)が了承された。
    - ・平成18年度年間事業スケジュールについて  
平成18年度年間事業スケジュールが了承された。特記事項

## 第82回理事会

日時 平成18年5月26日(金) 13:00～15:00  
場所 池之端文化センター 3階 末廣の間

### 会長挨拶

本日はお忙しい中全国各地からお集まりありがとうございます。他業種については景気回復が実感されているようであり、建設業界にとつて未だ厳しい時代が続いております。建設業ならびにレンタル業も正常な経営ができるよう邁進していきたいと思っております。売上偏重では健全な経営は望めないと実感しているところであります。コンプライアンスについてもますます重要視されてきており、それについて総会後に講演会を催す予定であります。講師は財団法人公正取引協会の客員研究員であります、青木氏です。また、今回は役員改選期でございますので、他の議題と合わせまして慎重に審議願います。

### 議事

#### 【決定事項】

- 1、第33回定期総会議案書について
  - (1) 第1号議案 平成17年度事業報告承認の件  
特に全建リース総合賠償制度の「集金事務費」の取り扱いについて税務署から「収益事業」と指摘を受け、特別事業「集金事務費」として計上したことが報告され総会に上程することとなった。
  - (2) 第2号議案 平成17年度収支決算報告書承認の件  
会計監査報告
  - (3) 第3号議案 任期満了に伴う役員改選の件

## 第33回定期総会

日時 平成18年5月26日(金) 15:00～16:40  
場所 池之端文化センター 2階 菊の間

として、5月には第33回総会において「任期満了に伴う役員改選」があること、また7月には社団法人 日本建設機械化協会主催の「CONET2006」が開催されることも併せて説明された。

なお、理事会で承認されたこのスケジュールを賛助会員全社に配付し、各社の行事と重ならないよう、協力を求めることが改めて確認された。

- (2) 総務委員会 榊原副会長
  - ・管理者教育講習会について
- (3) 流通委員会 末田副会長
  - ・大手広域レンタル業者等との懇談会経緯について
  - ・全建リース総合賠償制度加入状況について
  - ・可発専門委員会 後藤副会長
  - ・平成17年度講習会・試験結果について
  - ・「可搬形発電機整備技術者資格取得講習会」及び「定期点検済証票」の継続について
- (5) その他
  - ・平成17年「特定サービスマン産業実態調査」の実施に伴う協力依頼について
  - ・石綿粉じんのばく露による健康障害防止の「お願い文」について
  - ・CONET2006の開催について
  - ・平成18年7月13日(木)～16日(日)、幕張メッセにおいて開催予定の「CONET2006」について、説明があった。
  - ・調査委託事業(予定)
  - ・リース・レンタル建設機械情勢調査(国土交通省)

次期役員候補一覧について討議が行われ、検討の結果承認され、総会に上程することとなった。

- (4) 第4号議案 平成18年度事業計画(案)に関する件
  - (5) 第5号議案 平成18年度収支予算(案)に関する件
- 2、任期満了に伴う役員選任の件(案)  
決議事項(3)で審議済みのため、割愛された。
- 【報告事項】
- 3、平成17年度入退会者について  
正会員入会38社、退会30社が了承された。
  - 4、平成18年度年間事業スケジュールについて

### 5、委員会報告

- 第33回定期総会議案書に基づき説明された。
  - (1) 運営委員会
  - (2) 総務委員会
  - (3) 流通委員会
  - (4) 可発専門委員会
  - 6、全建リース総合賠償制度加入状況及び(有)センケン決算(報告)について
  - 7、その他
    - 建設機械化協会主催のCONET2006(7/13～16)について、各支部において見学会等を計画してほしい旨の説明があった。

議事

- 第1号議案 平成17年度事業報告承認の件
- 第2号議案 平成17年度収支決算書承認の件  
会計監査報告
- 第3号議案 任期満了に伴う役員選任の件
- 第4号議案 平成18年度事業計画(案)に関する件
- 第5号議案 平成18年度収支予算(案)に関する件
- 第1号議案、第5号議案について審議が行われ、承認可決された。

講演会

総会終了後、引き続き同会場にて講演会が行われた。  
講演会テーマ

独占禁止法とレンタル業務上の注意点について

―法目的と改正法の内容、コンプライアンスを中心に―

講師

財団法人 公正取引協会  
客員研究員 青木光男 氏

運営委員会

日時 平成17年6月16日(木) 11:00~13:00  
場所 山の上ホテル 別館 白磁の間

議題

- 1、平成17年度協会運営について
- (1) 可発事業：移動用電気工作物の取り扱いについての通達改正について(別途掲載)
- (2) 建設機械器具レンタル業管理者教育講習会実施結果及び実

正副会長会議

日時 平成18年3月7日(火) 13:00~17:00  
場所 山の上ホテル 別館2階 白磁の間

議題

- 1、任期満了に伴う役員改選について(案)
- 2、協会本部の法人監査結果について  
国土交通省からの公益法人検査(2年に1度)について、「有形固定資産が計上されていない」ため、平成18年度から実施される公益法人新会計基準に従うことを指導された。
- 3、税務調査について  
「集金事務費(全建リース総合賠償制度)の保険料の5%を協会に入金している」については、法人税法上、収益事業の「請負業」に該当するため、法人税の納付義務がある。過去5年さかのぼって納付することとなった。
- 4、その他  
「不正軽油の防止について」平成18年10月までに、行政より不正軽油等への対応等としての「指針」が出されることになっていることが報告された。

運営委員会・総務委員会合同会議

日時 平成17年9月27日(火) 13:00~17:00  
場所 山東ビル 10階 会議室

議題

- 1、第81回理事会について
- (1) 辞任に伴う役員選任の件について

施予定について

- 2、個人情報保護に関する規程等の周知について(本部)
- (1) 情報管理委員会設置について
- (2) 役割分担表(組織図)について
- 3、特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律案について
- 4、全建リース総合賠償保険制度の会員への普及促進について

運営委員会

日時 平成17年10月27日(木) 12:00~13:00  
場所 池之端文化センター 4階 高砂の間

議題

- 1、協会名称変更について
- 2、第81回理事会進行について

運営委員会

日時 平成18年5月26日(金) 12:00~12:50  
場所 池之端文化センター 5階 曙の間

第82回理事会の進行及び資料について事前の審議をした。

- ・役員改選について
- ・委員会について
- ・公益法人改革の新法案について

常任理事 館内明夫氏(宮城支部長)は、会社精算により退会、自然退任扱いとすることが決定された。

- (2) 平成18年度暫定予算執行について  
「暫定予算として次年度予算の成立日まで前事業年度の予算に準じて収支を行う」ことが確認された。
- (3) 委員会報告について(第81回理事会次第(案))
- (4) 議事録作成についての方針について
- 2、平成18年度年間事業スケジュール(案)について
- 3、可発講習会事業について  
平成17年6月1日付けの「移動用電気工作物等の取り扱いについて」の通達改正により、使用者(建設業者)への規制に重点が置かれるようになった。所有者(レンタル業者)に対しては規制緩和となったものの、業界のレベルアップのため可発事業を継続する旨可発委員会で決定されたことが報告された。
- 4、管理者教育講習会推進状況について
- 5、「全建リース総合賠償制度」掛金の送金手数料について  
平成17年9月分より、振込手数料は協会負担(集金事務費を充当)となる。
- 6、(有)センケンの賛助会員入会について
- 7、協会名称変更について
- 8、その他

・ CONET2006開催について

社団法人 日本建設機械化協会の主催する展示会 CONET 2006が、来年7月13日(木)~16日(日)まで、幕張メッセにて開催予定であることが事務局より説明された。

・ 特別教育による資格一覧

修了証は本部の名前で出すことが決定された。

・ 石綿(アスベスト)対応策について

「2次災害防止のため」として「お願い文」を作成し、国土交通省、公正取引委員会等の許可を受けた上で建設産業関連団体等ユーザーに配付することとなった。

**運営委員会・総務委員会合同会議**

日 時 平成17年10月27日(木) 13:00～13:40  
場 所 池之端文化センター 4階 高砂の間

議 題

- 1、協会名称変更について
- 2、第81回理事会進行について

**運営委員会・総務委員会合同会議**

日 時 平成18年3月23日(木) 13:45～17:00  
場 所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

議 題

- 1、平成18～19年度役員構成(案) について
- 2、公益法人制度の改革について  
現在の公益法人は、民法第三十四条に基づき認可されているが、今国会に公益法人改革三法案が提出されている。この法案が成立すると公益法人の一般法となり、民法三十四条は削除されることが説明された。
- 3、平成18年度事業計画(案) について
- 4、全建リース総合賠償制度「集金事務費」の配分について  
平成17年度の税務調査により集金事務費は各支部へ配分でき

場 所 山の上ホテル 別館2階 海の間

議 題

- 1、レンタル業界の現況と今後の動向について

**流通委員会と大手広域レンタル業者、地場大手レンタル業者、並びに大型建機メーカー、汎用機メーカーとの懇談会**

日 時 平成17年11月22日(火) 13:00～16:30  
場 所 池之端文化センター 地下1階 孔雀の間

議 題

- 1、地域の現況について
- 2、メーカーからの要望について
- 3、アスベスト(石綿)対策  
「お願い文」について
- 4、その他  
協会名称変更について

**流通専門委員会**

日 時 平成18年3月23日(木) 11:00～13:00  
場 所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

議 題

- 1、流通委員会開催記録について
- 2、平成17年度 流通委員会事業報告について  
第1回 H17/6/16(木)

- 5、平成17年度決算(案) について
- 6、平成18年度予算(案) について  
平成18年度より新会計基準となるので、新会計ソフトを導入予定である。
- 7、「2006年度版会員名簿」、「かいほうNo.62」作成について
- 8、管理者教育講習会について

支部名	開催日	会場名
東京	H17/4/23(土)	埼玉県勤労者福祉センター
和歌山	H17/5/28(土)	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛
中部	H17/6/17(金)	名古屋国際会議場
富山		
石川	H17/8/27(土)	金沢勤労者プラザ
福井		
九州	H17/9/3(土)	八幡閣
中国	H17/9/9(金)	ホテルグランビニア広島
四国	H17/9/17(土)	サン・イレブン高松
青森	H17/10/8(土)	損保ジャパン青森ビル
福島	H17/10/15(土)	ホテルバーデン
中部	H17/10/28(金)	名古屋国際会議場
東京	H17/11/8(火)	ちよだプラットフォーラムスクエア
北海道	H18/2/25(土)	北海道建設開館
新潟	H18/3/4(土)	新潟テルサ

**流通専門委員会と大手広域レンタル業者、並びに建機メーカーレンタル事業担当者との懇談会**

日 時 平成17年6月16日(木) 13:45～16:30

第2回 H17/11/22(火)  
流通専門委員会と大手広域レンタル業者、並びに建機メーカーレンタル事業担当者との懇談会

第3回 H18/3/23(木)  
流通委員会(専門・地区委員)と大手広域レンタル業者、地場大手レンタル業者、並びに大型建機メーカー、汎用機メーカーとの懇談会

第4回 H18/6/8(木)  
流通専門委員会と大手広域レンタル業者、大手建機メーカーレンタル事業担当者との懇談会

第5回 H18/9/6(水)  
流通委員会(専門・地区委員)と大手広域レンタル業者、地場大手レンタル業者、大型建機メーカー、汎用機メーカーとの懇談会

第6回 H18/12/6(水)  
流通専門委員会と大手広域レンタル業者との懇談会

第7回 H19/3/23(金)  
流通専門委員会

第8回 H19/6/16(土)  
流通委員会

第9回 H19/9/14(土)  
流通委員会

**可発専門委員会**

日 時 平成17年6月13日(月) 13:00～15:20  
場 所 山の上ホテル 本館2階 つつじの間

# 建設機械等レンタル(賃貸借)基本契約書



## 第 1 条 (総則)

賃借人を甲、賃貸人を乙(甲の連帯保証人を丙)として、建設機械など(以下「物件」という)のレンタルに関し、次の通りレンタル基本契約を締結する(以下「本契約」という)。

なお、本契約を証するため、契約書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その一通を保有する。

(※連帯保証人をつける場合は、三通作成し、丙もその一通を保有する。)

## 第 2 条 (本契約の個別契約への適用)

本契約は、別途当事者間に特約のない限り、本契約期間中、甲乙間に締結される一切の個別契約に適用される。

## 第 3 条 (個別レンタルの申込み)

本契約に基づき、甲は乙と物件の種類・規格・数量・使用目的・使用場所・引渡し予定日・引渡し返還場所・レンタル期間・料金・支払条件・輸送方法・修繕費・その他の条件について取り決めのうえ、レンタル契約を申し込む。

## 第 4 条 (個別契約の成立)

個々のレンタル契約は、甲が前第3条にしたがって申込み(口頭による場合を含む)、乙の責任者またはその代理人がそれを承諾することによって成立する(以下「個別契約」という)。

ただし、甲の工事現場責任者またはその代理人による申込みによっても成立する。

## 第 5 条 (レンタル期間)

① レンタル期間は、原則として物件を乙の指定場所から出荷した日より、乙の指定場所へ返還した日迄とする。

② 甲が、個別契約に定めるレンタル期間の短縮、または延長を申し出て、乙がそれを認めるときは、この期間およびレンタル料金について別途協議する。

## 第 6 条 (保証金)

甲は個別契約成立と同時に、乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を、現金またはそれに代わるもので乙に支払う。

この保証金は個別契約諸条項の遵守・履行の担保とし、当該個別契約終了時に清算する。

ただし、この保証金に利息はつけない。

## 第 7 条 (物件の引渡し)

① 乙の物件引渡しは、原則として乙の指定場所で、甲の指定する工事現場責任者・代理人、あるいは運送受託人に対して行う。

② 甲は、物件の引渡しを受けると同時に、借受証、あるいは受領証を乙に交付する。

③ 組立・据付・あるいは解体作業をとまなう物件の引渡しについては、その都度個別契約においてレンタル期間の開始日および返還条件などを定める。

④ 物件の搬出人・運送・積み下ろしなどともなう事故は、甲、または甲の手配による場合は甲の責任とし、乙、または乙の手配による場合は乙の責任とする。

## 第 8 条 (物件の検収)

甲は、物件受領後、ただちに乙の発行する出荷案内状、あるいは納品書ならびに法令に定められた諸資料記載の内容及び物件の規格・仕様・性能・機能・数量などについて検収をし、物件に瑕疵がないことを確認する。

もし、物件の不適合・不完全・不足、その他瑕疵などを発見した場合には、ただちに乙に連絡する。

乙が、甲の連絡を受けたときは、その責任においてすみやかに物件を修理するか、または代替の物件を引渡す。

## 第 9 条 (物件の保守管理)

① 甲は、善良なる管理者の注意をもって物件

### 可発技術専門部会と講習会講師との合同会議

日時 平成17年10月4日(火) 12:00~16:30  
場所 山の上ホテル 別館2階 白磁の間

- 1、可搬形発電機整備技術者の位置付けについて(別途掲載)
- 2、平成18年度 講習会スケジュール(案)について

### 議題

- 1、平成18年度 新規講習会案内について
- 2、平成18年度 更新講習会案内について
- 3、平成17年度 決算(案)について
- 4、平成18年度 予算(案)について
- 5、定期点検済証事業 平成17年度決算案・平成18年度予算案について
- 6、諸規定改定について

### 可発専門委員会と講習会講師との合同会議

日時 平成17年8月9日(火) 13:30~16:30  
場所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

- 1、平成17年度 資格取得講習会・試験 実施結果について
- 2、平成17年度 認定試験結果について
- 3、平成17年度 更新講習実施結果について
- 4、可発講習会事業継続(案)について
- 5、平成18年度 講習会スケジュール(案)について
- 6、平成18年度 「定期点検済証票」普及ポスター作成について

### 議題

- 1、移動用電気工作物の取り扱いに係る通達について(別途掲載)
- 2、今後の対応について
- (1) 可発整備技術者講習会事業の継続について
- (2) 可発事業の継続は、出席委員全員一致で確認された。本年度試験について
- (3) 更新講習について

### 可発専門委員会

日時 平成18年2月9日(木) 13:00~15:30  
場所 山ビル10階 会議室

- 3、平成18年度 講習科目・時間割(案)について
- 4、講習会テキスト編集について

講習地	更新講習	新規講習
沖縄	6月12日(月)	6月13日(火) ~ 6月14日(水)
福岡	6月16日(金)	6月14日(水) ~ 6月15日(木)
広島	6月19日(月)	6月20日(火) ~ 6月21日(水)
大阪	6月23日(金)	6月21日(水) ~ 6月22日(木)
仙台	7月5日(水)	7月3日(月) ~ 7月4日(火)
高松	7月7日(金)	
名古屋	7月7日(金)	7月5日(水) ~ 7月6日(木)
石川	7月11日(火)	
東京	7月11日(火)	7月12日(水) ~ 7月13日(木)
札幌	7月20日(木)	7月18日(火) ~ 7月19日(水)



方法、取扱いの不備などにより毀損した場合に限り（期間経過相応の損耗を除く）第11条②項の定めに従い、甲の負担において物件を原状に復して返還するか、またはその費用を乙に支払う。

⑤ 甲は、事由の如何を問わず物件につき留置権ならびに同時履行抗弁権を行使しない。

#### 第 16 条（契約の解除）

下記の場合、甲または乙は本契約および個別契約を解除することができる。

- ① 甲または乙が、本契約または個別契約の条項のいずれかに違反したとき。
- ② 甲が、レンタル料などの支払いを怠ったとき。
- ③ 甲が、物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められる使用方法に違反したとき。
- ④ 甲または乙が、営業上の休廃止・解散をし、あるいは差押・仮差押・強制執行・手形交換所の不渡処分・公租公課の滞納処分を受け、または破産・和議・会社整理・会社更生の申し立てをしたとき。
- ⑤ 乙の、レンタル物件が盗難にあった場合、もしくは物件が滅失し、または毀損し使用不能となった場合。

#### 第 17 条（契約解除時の処置）

前条の規定により、本契約および個別契約が解除された場合には、乙はただちに物件を引取るものとし、その引取に要する費用は責のある当事者が負担するとともに、乙の引取りに対して甲は乙に協力しなければならない。

#### 第 18 条（中途解約）

① 個別契約期間中における中途解約は原則として認められない。

ただし、甲が特別の事由により、期間満了前に申し出、乙がこれを認めた場合はこの限りではない。

② 前項において、解約が認められた場合、甲はただちに第15条の規定に基づく手続きを履行する。

#### 第 19 条（解約損害金）

本契約および別契約が第16条および第18条に

より契約解除となり、物件返還がされた場合においても、甲はあらかじめ特約した損害金を支払う。ただし、特約のない場合は甲乙協議のうえ、損害金・賠償金を定める。

#### 第 20 条（秘密の保持）

乙はこの契約の履行にともない、工事について知り得た情報・知識・工法・技術および甲の営業上の秘密の一切を、この契約終了後といえども他に漏らしてはならない。

また、乙の使用人などにこれらの秘密を漏らさないようにさせなければならない。

#### 第 21 条（連帯保証人）

連帯保証人は甲と連帯して、本契約および個別契約上の義務の履行を保証する。

※乙が必要とする場合には連帯保証人をつけることができる。

#### 第 22 条（契約期間）

基本契約の有効期間は平成 年 月 日より 年とする。

ただし、期間満了1ヶ年前までに、甲乙いずれかより解約の意思表示がない限り、自動的に1ヶ年間更新されたものとし、以後も同様とする。

#### 第 23 条（公正証書）

甲および丙が本契約および個別契約に定める金銭債務の履行を怠ったときは、その財産についてただちに強制執行を受けることを承諾する。

乙から要求あり次第、本契約および個別契約について公正証書を作成するものとし、これに要する費用は甲の負担とする。

※乙が必要とする場合には公正証書を作成することができる。

#### 第 24 条（訴訟管轄）

本契約および個別契約にもとずく甲乙間の紛争に関する管轄裁判所は、乙の本店所在地を管轄する裁判所とする。

#### 第 25 条（特約）

#### 第 26 条（補則）

本契約に定めなき事項については、甲乙は誠意をもって協議し処理する。

を保管し、関連法令を守り、物件の本来の用法・能力に従って使用し、常時正常の状態に維持管理する。

その為の費用は特約のない限り、甲が負担する。

② 月例自主点検などを必要とする物件については、別途特約のない限り、甲の責任と負担でこれを行う。

③ 甲の責に帰することができない理由により物件の故障・破損などが発生した場合は、乙の責任と負担でこれを修理するか、または代替の物件を引渡す。

④ 甲がレンタル期間中における物件の保守管理を希望する場合は、別途保守管理契約を締結する。

#### 第 10 条（物件の検査）

乙は、物件の使用場所において、その使用ならびに保管の状況を検査することができる。

#### 第 11 条（物件についての損害補償）

① 物件が、天災地変、その他甲乙いずれの責にも帰する事ができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については、甲乙が協議して定める。

② 物件が、甲の使用・取扱いの不備などにより損傷した場合は、修理費および修理期間に相応したレンタル料金を補償金として甲は乙に支払う。

③ 甲の過失により物件が盗難にあたり、滅失した場合は、物件と同じ同等品を乙に返却するか、または時価相当額を甲は乙に支払う。

#### 第 12 条（損害賠償責任）

甲が乙の物件の保管・使用に起因して（ただし、乙の整備不良など乙の責に帰すべき事由に起因する場合を除く）第三者に対し人的・物的な損害が発生した場合は、甲の責任においてすみやかに損害の程度に相当する額を当該第三者に賠償金として支払う。

ただし、乙があらかじめ賠償責任保険を付している事故について乙が保険金を受け取った場合は、その保険受取金額を限度とし、乙は甲に交付することができる。

#### 第 13 条（禁止事項）

甲が乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。

1. 物件に、新たに装置・部品・付属品などを付着させること、また既に付着しているものを取り外すこと。
2. 物件の改造、あるいは性能・機能の変更をすること。
3. 物件を、本来の用途以外に使用すること。
4. 物件を、当初に納入した場所より他へ移動させること。
5. 個別契約に基づく賃借権を、他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること。
6. 物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること。
7. 物件に表示された所有者の表示や標識を、乙の承諾なしに抹消したり、取り外すこと。

#### 第 14 条（通知義務）

甲、乙（又は丙）は次の各号のいずれかに該当した場合には、その旨を相手方にすみやかに連絡すると同時に、書面でも通知する。

1. 甲は、物件について盗難・滅失あるいは毀損などが生じたとき。
2. 住所を移転したとき。
3. 代表者を変更したとき。
4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
5. 物件につき、他から強制執行、その他法律的・事実的侵害があったとき。

#### 第 15 条（個別契約満了時の処理と物件の返還）

① 個別契約期間満了時、または期限前であっても第16条により、乙から物件返還の請求があった時は、甲はただちに物件を個別契約で定める場所へ返還する。乙は物件の返還を受けると同時に甲に受領証を交付する。

② 返還に伴う輸送費、およびその物件の返還に要する一切の費用は原則として甲の負担とする。

③ 物件の返還は、甲乙双方立ち合いのうえ、行うこととする。ただし、甲が立ち合うことができない場合は、乙の検収をもって有効とする。

④ 甲は物件を返還する時は、それが甲の使用

## 協会支部名簿

平成18年6月現在

支部名称	支部長名	事務局長	〒	所在地	TEL	FAX
北海道支部	富山政明	得能徹巳	060-0034	北海道札幌市中央区北四条東2-8-3 第2まるよビル4F	011-221-1485	011-222-5612
青森支部	気田福俊	浅野修司	034-0051	青森県十和田市伝法寺字大窪62-1 青森リース(株)内	0176-28-3111	0176-28-2837
秋田支部	根田喜久雄	佐藤進	014-0073	秋田県大仙市内小友明通33-4 (株)大曲産業機械 大仙機材センター内	0187-86-4112	0187-86-4113
岩手支部	吉田正晴	高橋良男	028-3623	岩手県紫波郡矢巾町煙山第10地割27-1 (有)ダイユウ機販明広内	019-611-2234	019-611-2234
宮城支部	長根常雄	小原透	984-0015	宮城県仙台市若林区卸町5-5-1 仙台団地倉庫協同組合会館2F	022-238-1751	022-238-1752
山形支部	東海林寛次 (兼任)	東海林寛次 (兼任)	990-0864	山形県山形市陣場1-9-15	0236-84-9455	0236-84-2449
福島支部	佐藤清二	斎藤博	963-8862	福島県郡山市菜根4-11-32	024-933-7803	024-933-7813
新潟支部	酒井安治	吉田準一	950-0941	新潟県新潟市女池8-14-17	025-284-6605	025-284-5265
群馬支部	石塚幸司	石原栄志	371-0013	群馬県前橋市西片貝町4-5-15	027-243-2822	027-243-2822
栃木支部	北條光一	沼子典司	320-0041	栃木県宇都宮市松原2-5-21 栃木県木材会館4F	028-621-6062	028-621-1923
東京支部	内齒竹男	前田秀雄	101-0036	東京都千代田区神田北乗物町11番地 イザキビル4F	03-3255-0515	03-3255-0516
神奈川支部	風間英夫	福島洋子	221-0052	神奈川県横浜市神奈川区栄町2-10 アール・ケーブラザ横浜Ⅲ1103	045-440-1116	045-440-1117
長野支部	原茂	倉田五郎	395-0004	長野県飯田市上郷黒田2731-1	0265-23-9605	0265-23-9616
静岡支部	田島潤一 (兼任)	田島潤一 (兼任)	422-8035	静岡県静岡市駿河区宮竹1-14-14 株式会社レント 経営企画室内	054-238-8022	054-238-8033
中部支部	榊原章	水谷勝治	460-0008	愛知県名古屋市中区栄1-14-14 御園パレス3F302	052-203-1657	052-203-1658
富山支部	澤田将稔	小倉秀信	938-0013	富山県黒部市香掛567 (株)吉田商会内	0765-52-2688	0765-54-3307
石川支部	安田正之	林善明	920-0018	石川県金沢市三口町水13-1 コーポミックチ10号	076-238-7097	076-238-7097
福井支部	雨森登	森井敏彦	910-0854	福井県福井市御幸4-19-25 広田第2ビル2F	0776-24-7295	0776-24-7296
滋賀支部	犬井忠彦	樋上ちえみ	524-0013	滋賀県守山市下之郷町637-3 第一観光ビル2F	077-581-0481	077-581-0481
京都支部	石橋久仁夫	吉田栄次	604-8831	京都府京都市中京区四条通中道西入 高石機械産業(株)内	075-802-0171	075-841-1595
大阪支部	北野一雄	中谷徳利枝	556-0021	大阪府大阪市浪速区幸町2-3-14 グイトービル505号	06-6561-7405	06-6561-7407
和歌山支部	角口賀敏	丸田美枝	640-8303	和歌山県和歌山市鳴神588-1 VPビル1F	073-474-5789	073-474-1038
兵庫支部	末田芳晴	神田久大	650-0025	兵庫県神戸市中央区相生町2-2-7 ツルビル2F	078-361-2481	078-361-2487
中国支部	宇都宮昭憲	高島英昭	733-0873	広島県広島市西区古江新町7-10	082-275-0532	082-275-0532
四国支部	喜多美行	明石俊幸	761-0104	香川県高松市高松町42-13	087-841-2823	087-841-2835
九州支部	中野登	伊藤公明	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-9-1 東福第2ビル6F	092-482-6685	092-452-2563
沖縄支部	玉城優	富村英生	901-2101	沖縄県浦添市字西原1-11-2-201	098-876-6410	098-876-6410

契約 No.

平成 年 月 日

賃借人(甲) 住所  
氏名

印

賃貸人(乙) 住所  
氏名

印

保証人(丙) 住所  
氏名

印

社団法人日本建設機械化協会  
社団法人全国建設機械器具リース業協会

# あ と が き

平成十八年度第三十三回定期総会が、五月二十六日に滞りなく終了いたしました。本年度は、任期満了に伴う役員改選も行われました。

さて、レンタル業界の経営環境は依然として厳しい状況にあります。荒井会長挨拶（巻頭言）にもありますとおり、会員各位が「コストを重視した経営」「コンプライアンス」等を重要視していただくと共に、協会組織の活性が望まれていると思います。

そのためには、「かいほう」を通じて貴重な情報を共有することも大切なことですので、会員の皆様の「声」や体験した朗報等を総務委員会にお寄せください。

本年度より、総務委員会広報担当を仰せつかりましたが、「かいほう」は、協会活動を記録として残すことになっておりますので、今後とも事務局スタッフと共に充実した編集に取り組みますのでご協力お願いいたします。

最後になりましたが、会員各位の皆様の益々のご隆盛を祈念申し上げます。

平成十八年六月

総務委員会広報担当

吉田 正晴



かいほう No. 62

発行日 平成十八年六月  
発行者 社団法人 全国建設機械器具リース業協会

〒101-0036  
東京都千代田区神田北乗物町11番地  
イザキビル4階

TEL 03-3255-0511  
FAX 03-3255-0513

発行責任者 総務委員会 広報担当 吉田 正晴  
制作編集 港北出版印刷株式会社

〒150-0002  
東京都渋谷区渋谷二丁目七  
TEL 03-5466-2201 (代)

HITACHI

NEW

油圧ショベル  
ZAXIS200-3



ゴムクローラキャリア  
EG70R

テレスコピッククローラクレーン  
TX40UR



## 最強の布陣で、お客様をサポート!

各種建設機械から再資源化を支えるリサイクルシステムまで、  
最前線で活躍する豊富な製品をラインアップ!

日立建機は、トータルな製品群と最強の布陣でお客様をサポートいたします。



自走式木材リサイクラ  
ZR120HC

NEW



後方超小旋回機  
ZAXIS30U-2



NEW

ホイールローダ  
ZW220



日立建機株式会社

東京都文京区後楽2-5-1 〒112-8563 ☎ダイヤルイン(03)3830-8033  
URL: <http://www.hitachi-kenki.co.jp>

●東日本事業部 埼玉県草加市弁天5-33-25 〒340-0004 ☎(048)935-2111 ●西日本事業部 京都府乙訓郡大山崎町大山崎小字岸畑22 〒618-8511 ☎(075)956-2111

清・静・堂々。



To The Next Stage  
**GALEO**

国土交通省第3次基準値排出ガス対策型建設機械(申請予定)

幅広いラインナップで力強くサポート



ミニホイールローダ  
WA30-5



ブルドーザ  
D20A-8



ミニショベル後方超旋回UUシリーズ  
PC30UU-3



ミニショベル後方超旋回MRシリーズ  
PC30MR-2

**KOMATSU**

コマツ 営業本部 TEL.03-5561-2714  
〒107-8414 東京都港区赤坂2-3-6 <http://www.komatsu.co.jp/ce/>

# NES45AP

極超低騒音型ディーゼル発電機

## 新製品情報

ソフト&テクノロジー  
重 日本車両



お客様の声『使いやすさ』と『簡単メンテナンス』を形にしました

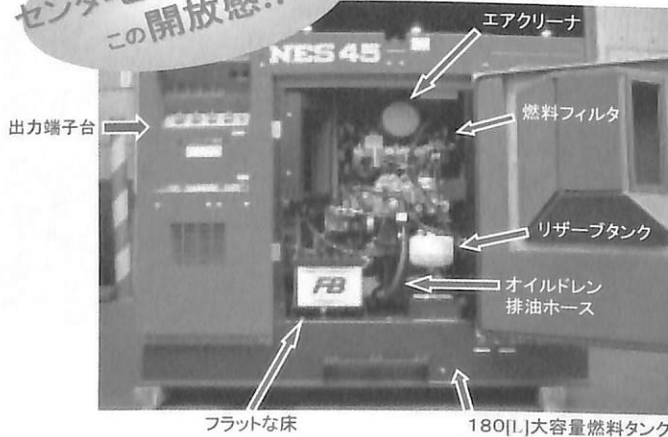
●メンテナンス時間の短縮はランニングコストを低減します



### 仕様

型式		NES45AP	
本体寸法(H×L×W)	(mm)	1,445×1,760×995	
乾燥質量	(kg)	1,230	
運転整備質量	(kg)	1,400	
参考騒音値	(約dB)	53	55
交流発電機			
周波数	(Hz)	50	60
出力	(kVA)	37	45
電圧	(V)	200	220
単相電圧	(V)	100	110
単相専用端子	(kVA)	6.0×2	6.6×2
コンセント	(A)	15×2	
エンジン			
機関名称		日産BD30T	
総排気量	(L)	2,953	
定格出力	(kW)	34.5	43.5
燃料タンク容量	(L)	180	
燃料消費量(75%負荷)	(L/h)	6.5	8.0

センタ-ピラ-レス構造でこの開放感!!



フラットな床

180[L]大容量燃料タンク

☆「立ち姿勢」での配線

—— 日車独自の出力端子台

☆燃料補給も1日1回

—— クラス最大の180L燃料タンク

※75%負荷で約22時間連続運転できます

☆嬉しいトラック横積み

—— 2tonロング車に対応

☆楽々オイル交換

—— 工具不要・簡単準備

☆ラジエータ丸洗い

—— 全面開閉ドアで簡単

製造・販売元  
重 日本車両製造株式会社  
機電本部 <http://www.n-sharyo.co.jp>  
●営業総括部 〒458-8502 名古屋市緑区鳴海町字柳長80  
TEL 052-623-3312

●札幌営業所 TEL 011-881-2021 ●大阪支店 TEL 06-6372-5851  
●北日本営業所 TEL 022-288-2530 ●九州営業所 TEL 092-572-7332  
●東日本営業所 TEL 03-6688-6808 ●広島出張所 TEL 082-284-9271  
●中部営業所 TEL 052-623-3314 ●高知出張所 TEL 088-884-0350

No.200510

## 新キャタピラー三菱 ミニ油圧ショベル すべてにゆとりのハイパワー・ミニ

CATmini  
SERIES  
REGA



Photo: 304C CR



Photo: 303C CR



Photo: 305C CR

新 登 場

	303C CR	303.5C CR	304C CR	305C CR
機械質量(キャビン仕様) kg	3,070	3,550	4,560	4,850
標準バケット容量 m <sup>3</sup>	0.09 (旧JIS 0.08)	0.11 (旧JIS 0.10)	0.14 (旧JIS 0.12)	0.16 (旧JIS 0.14)
エンジン定格出力 kW(PS)	22.0 (29.9)	29.0 (39.4)	31.0 (42.1)	35.0 (47.6)

カタログのご請求は、最寄りの販売店までお申し付けください。また、下記URLよりダウンロードも可能です。

[http://www.scm.co.jp/support/cata\\_pdf/index.html](http://www.scm.co.jp/support/cata_pdf/index.html)

CAT 新キャタピラー三菱



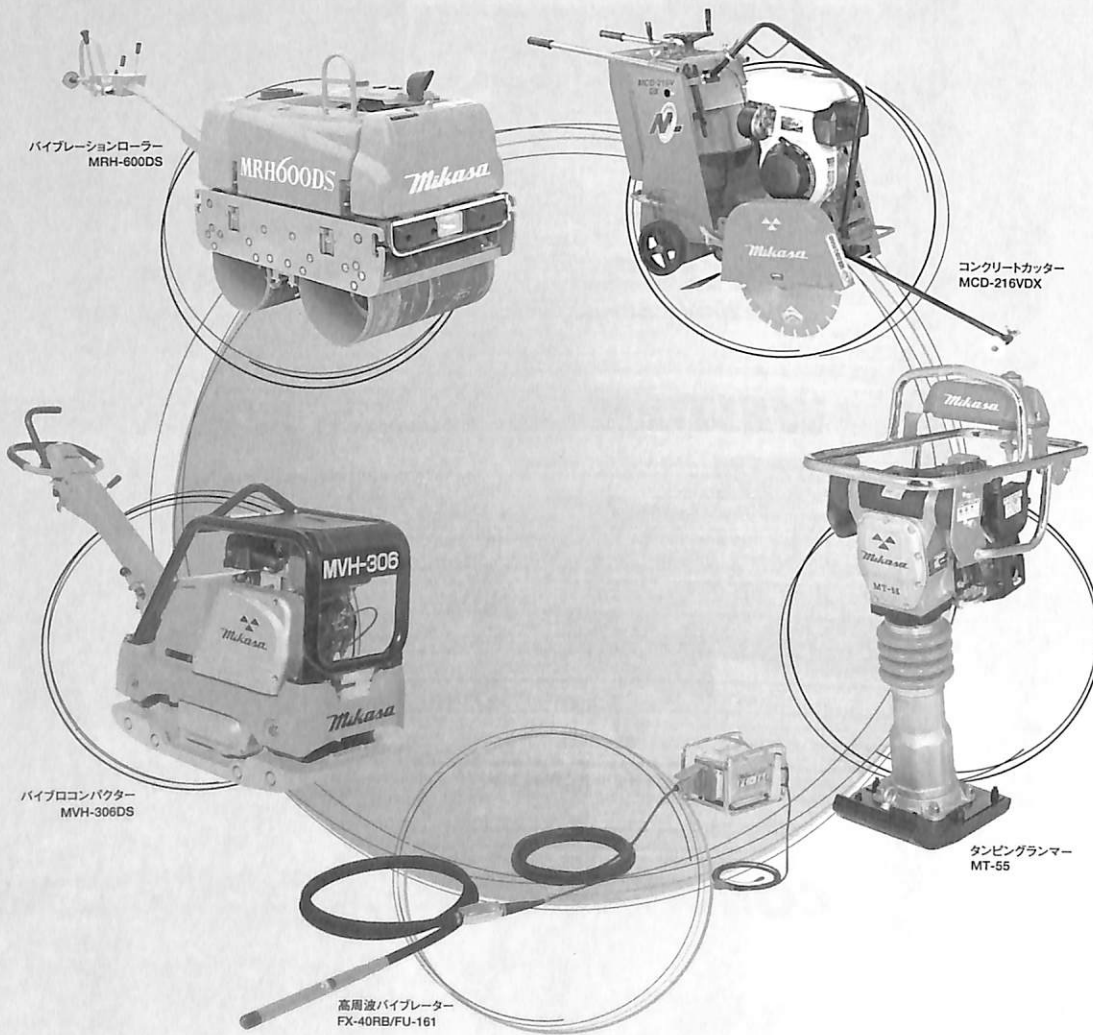
本社(営業部門) 神奈川県相模原市田名3700  
〒229-1192 TEL.042-764-8730 <http://www.scm.co.jp>

特約販売店

北海道キャタピラー三菱建機販売(株)	北海道札幌市清田区里塚2条6-3-5	〒004-0802 TEL.011-881-6612
東北建設機械販売(株)	宮城県岩沼市下野郷字西原103	〒989-2494 TEL.0223-22-3111
東日本キャタピラー三菱建機販売(株)	神奈川県相模原市下九沢777	〒229-1134 TEL.042-775-2610
中日本キャタピラー三菱建機販売(株)	愛知県安城市今本町東向山7-41	〒446-0008 TEL.0566-98-1112
西日本キャタピラー三菱建機販売(株)	大阪府茨木市下井町1-23	〒567-0066 TEL.072-641-1135
四国建設機械(株)	香川県高松市観光通2-2-15	〒760-8518 TEL.087-836-0355
四国建設機械販売(株)	愛媛県松山市空港通6-10-1	〒791-0054 TEL.089-972-1481
九州キャタピラー三菱建機販売(株)	福岡県筑紫野市大字針摺40	〒818-0062 TEL.092-924-1211
沖縄キャタピラー三菱建機販売(株)	沖縄県中頭郡西原町字小那覇1281-1	〒903-0103 TEL.098-946-0311

CATERPILLAR(キャタピラー)及びCATはCaterpillar Inc.の登録商標です。REGAは新キャタピラー三菱株式会社の登録商標です。

**Mikasa** Construction Equipment



多様な作業環境に、柔軟に対応する品質・技術・パワー。  
「三笠」は現場に支持されています。

**三笠産業株式会社**

MIKASA SANGYO CO., LTD. TOKYO, JAPAN  
本社/〒101-0064 東京都千代田区猿樂町1-4-3 TEL:03-3292-1411 (代)  
●営業所:札幌/仙台/北関東/新潟/長野/静岡 ●出張所:青森/山梨

**三笠建設機械株式会社**

〒550-0012 大阪市西区立売堀3-3-10 TEL:06-6541-9631 (代)  
●営業所:名古屋/福岡/高松 ●駐在所:広島/鹿児島/沖縄

**SAKAI** 小型締固め機械シリーズ



小さなボディに  
確かな仕事力!

ランマー:RS55, RS65, RS75 / プレートコンパクター:PD40, PD50, PD60, PC40, PC40SL, PC50, PC60, PC60V, PC60SL, PC70, PC80, PC80CA  
前後進プレートコンパクター:PF65, PF280, PF301 / ハンドガイドローラー:HV50ST, HV60ST, HV80ST, HS66ST

**SKW 酒井重工業株式会社**



本社	03-3434-3401	関東	048-596-3336	大阪	072-654-3366	フラグメントサポート	0480-52-1111
札幌	011-846-8455	名古屋	052-563-0651	中四国	082-227-1166	研修センター	0480-52-6964
仙台	022-231-0731	北陸	076-240-7041	福岡	092-503-2971		

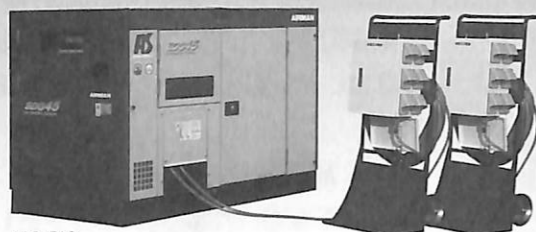
[www.sakainet.co.jp](http://www.sakainet.co.jp)

お問い合わせ、資料請求はdmsales@sakainet.co.jpまで

# AIRMAN

<http://www.airman.co.jp>

## ニューバージョン発電機



SDG45AS



SDG45S~150S

電圧切替カムスイッチと選択スイッチを装備したD-VOSS仕様。便利で安心して使えるエアマンの発電機です。

メタルコンセント仕様  
極超低騒音エンジン発電機  
+  
移動式分電盤



SDG150S

スペックアップして  
新登場



アフタクール仕様  
エンジンコンプレッサ  
PDS100SC

エンジン溶接機  
PDW300SN



すぐれた溶接性能

いつでも、  
どこでも、  
簡単に



インバータ発電機  
HP1600SV

### 北越工業株式会社

営業本部：東京都新宿区西新宿1-22-2新宿サンエービル TEL 03(3348)7251

北海道支店 011(222)1122  
東北支店 022(258)9321  
関東支店  
北関東営業所 027(361)1600  
新潟営業所 025(261)9001  
千葉営業所 043(223)1092

東京支店 03(3348)8563  
横浜営業所 0462(76)2331  
静岡営業所 054(238)0177  
沖縄営業所 098(879)3311

中部支店 0586(77)8851  
金沢営業所 076(292)1152  
西日本支店 06(6349)3631  
高松営業所 087(841)6101

中国支店  
広島営業所 082(292)1122  
九州支店 092(504)1831  
南九州営業所 0995(62)4166

# Denyo

## GENERATOR 環境性能抜群の極超低騒音・超低騒音



超低騒音  
**DCA-25ESI**  
50Hz20kVA 60Hz25kVA



極超低騒音  
**DCA-60USH**  
50Hz50kVA 60Hz60kVA

## WELDER 溶接棒を選ばないタフなパフォーマンス



超低騒音  
**GAW-150ES**  
30~150A



超低騒音  
**DLW-300ESW**  
30~300A

## COMPRESSOR パワフルで排ガス・騒音環境対応



超低騒音  
**DIS-70SB**  
2.0m<sup>3</sup>/min 0.69Mpa



超低騒音  
**DIS-180SB2**  
5.1m<sup>3</sup>/min 0.69Mpa

体験してわかるハイパフォーマンス。  
デンヨーを超えるのは、いつもデンヨーから。

**デンヨー株式会社**  
本社 〒164-8501 東京都中野区上高田4-2-2  
TEL.03-3228-1111 FAX.03-5380-7171  
ホームページ <http://www.denyo.co.jp/>

札幌営業所 011(862)1221  
東北営業所 022(254)7311  
関東営業所第一課 025(268)0791  
関東営業所第二課 027(360)4570  
東京営業所 03(3228)2211

横浜営業所 045(774)0321  
静岡営業所 054(261)3259  
名古屋営業所 052(935)0621  
金沢営業所 076(269)1231  
大阪営業所 06(6448)7131

広島営業所 082(278)3350  
高松営業所 087(874)3301  
九州営業所 092(935)0700



環境を最優先としたグローバル企業へ

# ツルミで納得!!

## 用途に合わせて選べる土木建設工事機器

### 工事排水用 水中ポンプ



水中ハイスピンポンプ(自動運転形)

#### LBA型

- 吐出し口径：40・50mm
- 出力：0.25・0.48kW
- 全揚程：6・8m
- 吐出し量：0.1・0.12m<sup>3</sup>/min



水中泥水ポンプ

#### HSD型

- 吐出し口径：50mm
- 出力：0.55kW
- 全揚程：9m
- 吐出し量：0.1m<sup>3</sup>/min



水中ポンプ

#### KRS型

- 吐出し口径：80~350mm
- 出力：2.2~37kW
- 全揚程：10~30m
- 吐出し量：0.5~14m<sup>3</sup>/min

### 高圧洗浄機 (エンジン/モータタイプ)



#### ジェットポンプ HPJ型

- 吐出し量：6.2~61.4ℓ/min
- 圧力：4.0~19.6MPa

### pH中和装置



#### pH中和処理装置 TPC型

- 希硫酸仕様：4~35m<sup>3</sup>/h
- 炭酸ガス仕様：6~40m<sup>3</sup>/h

### タイヤ洗浄機



#### 自動タイヤ洗浄機 MTW型

- 洗浄時間：40秒 (1台)



#### 準湿式タイヤ洗浄機 MTD型

- 洗浄時間：10~15秒 (1台)

株式会社 鶴見製作所

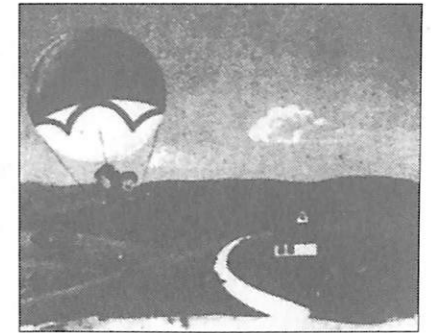
大阪本店：〒538-8585 大阪市鶴見区鶴見4-16-40 TEL.(06)6911-2351(代) FAX.(06)6911-1800  
 東京本社：〒110-0016 東京都台東区台東1-33-8 TEL.(03)3833-9765(代) FAX.(03)3835-8429

北海道支店：TEL.(011)787-8985 北関東支店：TEL.(048)688-5522 北陸支店：TEL.(076)268-2761 中国支店：TEL.(082)923-5171  
 東北支店：TEL.(022)284-4107 新潟支店：TEL.(025)283-3363 近畿支店：TEL.(06)6911-2311 四国支店：TEL.(087)815-3535  
 東京支店：TEL.(03)3833-0331 中部支店：TEL.(052)481-8181 兵庫支店：TEL.(079)575-0322 九州支店：TEL.(092)452-5001

www.tsurumipump.co.jp

# 厚生年金基金加入で豊かな老後設計を

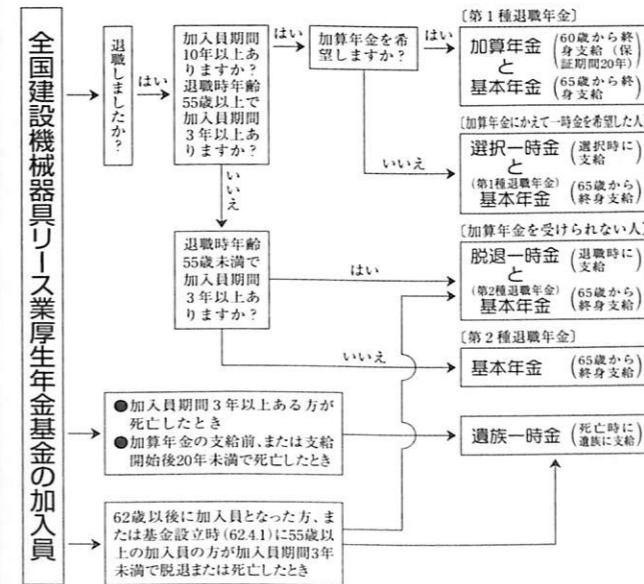
国の老齢年金部分より多い年金を受取るための制度です。人生80年時代に備え、国の年金と並んで老後生活を支える主柱として、加入される方々が年毎に増えております。



社員の方々には  
 =老後の安心を=  
 企業にとっては  
 =人材確保と繁栄を=

当基金では、年金、一時金の支払いのほか、各種福祉事業を行っております。厚生年金基金についてのご質問、ご相談は下記までお問い合わせ下さい。

## あなたはこんな給付が受けられます



- 【注】
- 基本年金(基本部分の給付)については、加入員期間が10年未満で退職時の年齢が55歳未満の場合は、厚生年金基金連合会に支給義務が移転し、同連合会から支給されます。
  - 前期のうち、加入員期間が3年以上ある方、又は退職時の年齢が55歳以上60歳未満で加入員期間が3年以上10年未満の方は、本人の選択により、脱退一時金にかえて年金として受けることができます。  
(基本加算年金といひ、前記の連合会から支給されます。)
  - 基本年金は、65歳以後も加入員である場合は、退職(70歳に達したため基金からの脱退を含む)したときから支給します。
  - 基本年金については、加入員であっても国の「老齢厚生年金」が受けられるようになったときは、そのときから受けられます。
  - 加算年金については、現在の会社を退職し、当基金の加入員でなくなった場合には、たとえ他に勤務していても60歳以後支給されます。
  - 加算年金は、加入員であっても65歳から支給されます。

### 年金一口メモ

加算年金の20年保証期間つきとは……  
 ●基金から支給される加算年金は終身年金ですから、本人が生存する限り支給されます。しかし、年金受給期間が20年未満で本人が亡くなった場合には、20年から受給済期間を差し引いた期間相当分を遺族一時金として支給するという仕組みになっています。つまり20年間は完全に受給権が保証されるというものです。

## 全国建設機械器具リース業厚生年金基金

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-7-5

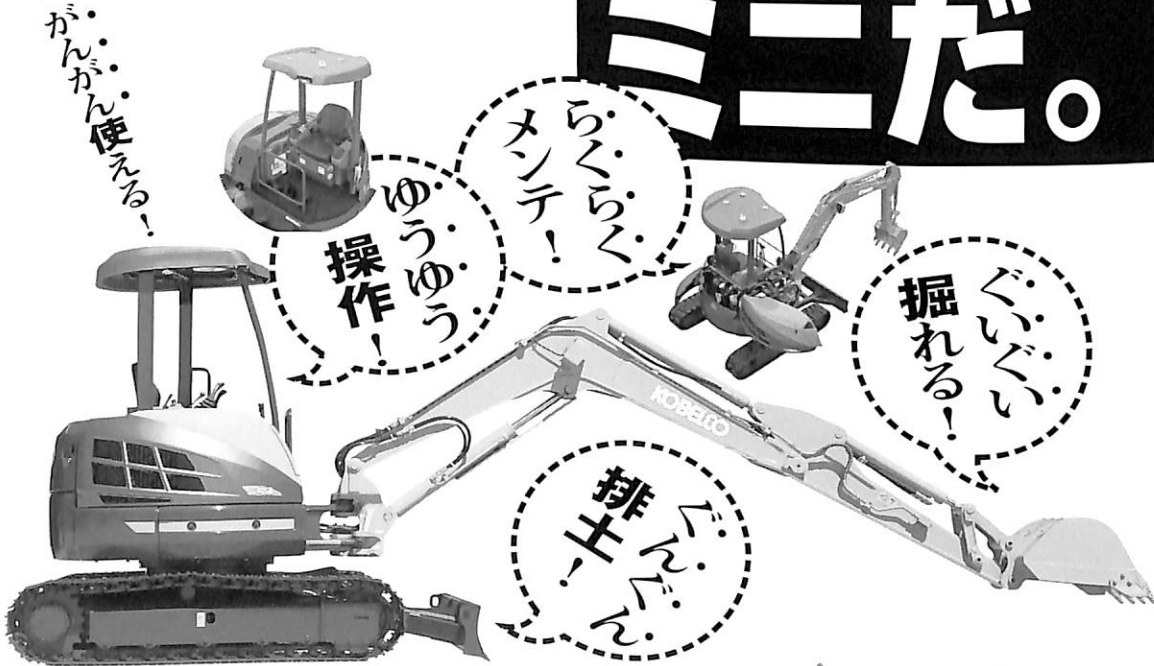
明治安田生命飯田橋ビル5階

TEL 03(3230)3871



KOBELCO

# ビッグなミニだ。



堂々たるミニショベル、新型ビートル。ますます躍進!

- 仕事量を大幅アップ。●ドーピング作業を効率化。●重機ショベル並みの運転空間。
- クイックアブローチ器機レイアウト。●新材質、大断面の高強度アーム。

## NEW Beetle



- |   |  |  |
|---|--|--|
| SK20SR ●バケット容量:0.066m <sup>3</sup><br>●運転質量:2,100kg | SK27SR ●バケット容量:0.08m <sup>3</sup><br>●運転質量:2,490kg | SK30SR ●バケット容量:0.09m <sup>3</sup><br>●運転質量:3,000kg |
| SK35SR ●バケット容量:0.11m <sup>3</sup><br>●運転質量:3,580kg  | SK40SR ●バケット容量:0.14m <sup>3</sup><br>●運転質量:4,200kg | SK50SR ●バケット容量:0.16m <sup>3</sup><br>●運転質量:4,630kg |

お問い合わせ、カタログのご請求は……

**コベルコ建機株式会社** <http://www.kobelco-kenki.co.jp>  
 東京本社/〒141-8626 東京都品川区東五反田2-17-1 ☎03-5789-2111

Kubota

世界で最も厳しいとされる欧州安全基準に匹敵。

## クボタミニバックホー CE Ver. 新登場

クボタは1978年よりミニバックホーの海外販売を開始し、どの地域でも通用する安全性への挑戦を続けてきました。そして、その成果は、2002年より3年連続ミニバックホー販売台数世界No.1\*という形で現れています。その長年の実績と経験を結集し、日本のお客様のご要望にお応えできるよう改良を加えたのがクボタミニバックホーCE Ver.。世界で高く評価されている安全機能を随所に備えて誕生しました。\*(data: off-Highway research)



**世界水準を超えるオペレーター保護構造**  
 転倒時の危険や鋼材などの落下物からのオペレーター保護構造として、4ポストROPS/FOPSキャビン、ROPS/FOPSキャビンを採用。

**キャブ仕様対応**

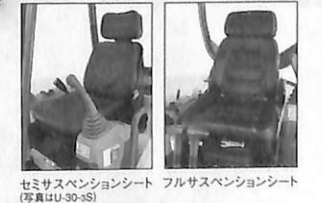
サイドミラー デフロスター  
 後方の安全を確保。窓の曇り・凍結を防止。

**サスペンションシート&シートベルト**  
 体重に合わせて調整できるサスペンション機能により、振動を吸収し、オペレータを守ります。4tクラス以上はフルサスペンションシート、3tクラスはセミサスペンションシート。

**フロントホースカバー**  
 万一のホース破裂時に、圧油がオペレータにかかるのを防ぎます。

**アキュムレータ**  
 エンジンが停止しても安全に作業機を下ろせます。(停止後約30秒間)

**けん引フック**  
 フレーム後部にフックを装備しました。



セミサスペンションシート フルサスペンションシート (写真U-30-3S)

■2t以上のモデルはCE Ver.が標準となっております。

<b>U-008*</b> 総質量1870kg (890kg) 標準バケット容量0.018m <sup>3</sup> 【】は可変型	<b>U-10-3*</b> 総質量3990kg 標準バケット容量0.022m <sup>3</sup> 可変型標準仕様	<b>U-15-3S*</b> 総質量1600kg 標準バケット容量0.04m <sup>3</sup> 可変型標準仕様	<b>U-20-3S</b> 総質量2030kg (2100kg) 2000kg (2220kg) 標準バケット容量0.066m <sup>3</sup> ( )はキャブ仕様 ( )はキック仕様 ( )は可変型	<b>U-25-3S</b> 総質量2490kg (2550kg) 標準バケット容量0.08m <sup>3</sup> ( )はキック仕様	<b>U-30-3S</b> 総質量2950kg (3110kg) 標準バケット容量0.09m <sup>3</sup> ( )はキック仕様	<b>U-35-3S</b> 総質量3420kg (3510kg) 標準バケット容量0.11m <sup>3</sup> ( )はキック仕様	<b>U-40-3S</b> 総質量4120kg (4180kg) 標準バケット容量0.14m <sup>3</sup> ( )はキック仕様	<b>U-50-3S</b> 総質量4890kg (4790kg) 標準バケット容量0.16m <sup>3</sup> ( )はキック仕様
---	---	---	---	---	---	---	---	---

\*CE Ver.はオプションとなります。

株式会社クボタ 建設機械事業推進部 (株)クボタ建機北海道 (株)クボタ建機東北 (株)クボタ建機西日本 (株)クボタ建機九州  
 本社 〒573-0004 枚方市中宮大池1-1-1 北広島市大曲工業団地 さいたま市桜区西曲 伊丹市奥畑 熊本市八幡  
 TEL 072 (890) 2885 FAX 072 (890) 2884 TEL 011 (377) 5511 TEL 048 (665) 5181 TEL 072 (781) 7715 TEL 096 (358) 6200

[www.kenki.kubota.co.jp](http://www.kenki.kubota.co.jp)



かいほう  
No.62